

# 第 4 次春日井市障がい者総合福祉計画

## [中間案]

平成 29 年 10 月

春 日 井 市



## 目次

第1章 計画策定について.....	5
1 計画策定の背景と趣旨.....	6
2 国の動向.....	7
3 計画の位置づけ.....	9
4 計画の対象.....	10
5 計画の期間.....	10
第2章 障がいのある人の現状と推計、サービスの実績と評価.....	11
1 人口の推移と推計.....	12
2 障がいのある人の推移と推計.....	13
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価.....	19
4 地域生活支援事業の実績と評価.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	32
2 基本的視点.....	33
3 重点目標.....	34
4 施策の体系.....	36
第4章 施策の推進.....	39
1 生活支援.....	40
2 障がい児の支援.....	44
3 保健・医療.....	48
4 教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	51
5 雇用・就業、経済的自立の支援.....	54
6 生活環境.....	56
7 情報アクセシビリティ.....	58
8 防災・防犯.....	60
9 差別の解消及び権利擁護の推進.....	62
10 行政サービス等における配慮.....	65
第5章 計画の推進.....	67
1 庁内関係機関の連携.....	68
2 関係機関の連携.....	68
3 広報・啓発活動の推進.....	68
4 計画の進行管理.....	69





## 第1章

# 計画策定について



# 1 計画策定の背景と趣旨

---

---

国では、2006（平成 18）年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2009（平成 21）年に障がい者制度改革推進本部を設置し、様々な障がいに関する国内の法律や制度の改革を進めてきました。

2011（平成 23）年に「障害者基本法」の一部改正、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、同年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、基本的な法整備を行い、2014（平成 26）年に「障害者権利条約」を批准し、条約の理念に基づいて障がい者施策をさらに推進することとなりました。

また、2016（平成 28）年には「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の一部改正が行われ、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、高齢で障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がいのある児童の多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行う趣旨が示されています。

さらに福祉分野全般に関わることとして、国では 2016（平成 28）年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が『我が事』として地域に参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで地域共生社会を実現していくことが掲げられました。また、障がい福祉分野でも、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等、地域共生社会の実現に向けての動きが進むこととなります。

本市では、「第 3 次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間終了にあたって、このような国の動向を注視しながら、2016（平成 28）年に実施した障がい者のくらしや社会参加に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）で得た障がいのある人の現状や意向を踏まえ、取り組みを推進することが求められています。

以上のことから、障がいのある人を取り巻く様々な課題に対応し、長期的視点から総合的、効果的に障がい者施策を推進するため、「第 4 次春日井市障がい者総合福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2 国の動向

### (1) 障がい者施策に関わる主な関連法令の動向

近年、障がいのある人に関する法律や制度は大きく変化しています。この計画は、以下の法律、制度等を踏まえて策定しています。

#### ■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
平成 18年	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大など
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19年	障害者基本法の一部改正	市町村障害者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
平成 21年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	「障がい者制度改革推進本部」の設置	障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革
平成 22年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
平成 23年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義の見直し等
平成 24年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
平成 25年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称し、障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者差別解消法の制定	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
平成 26年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より国内において効力を生じる
平成 27年	難病医療法の施行	原因が分からず、効果的な治療がない難病の医療費助成の対象を拡大
平成 28年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

## (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正のポイント

国では、障害者総合支援法が施行後3年を経過したことから、障がい福祉サービスの在り方等について検討され、平成28年に改正が行われました。また、あわせて児童福祉法も改正され、障がい児福祉計画の策定義務化、障がいのある子どもの多様な支援ニーズへの対応等が求められています。

### ■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

#### 概要

#### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

#### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児を対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

#### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

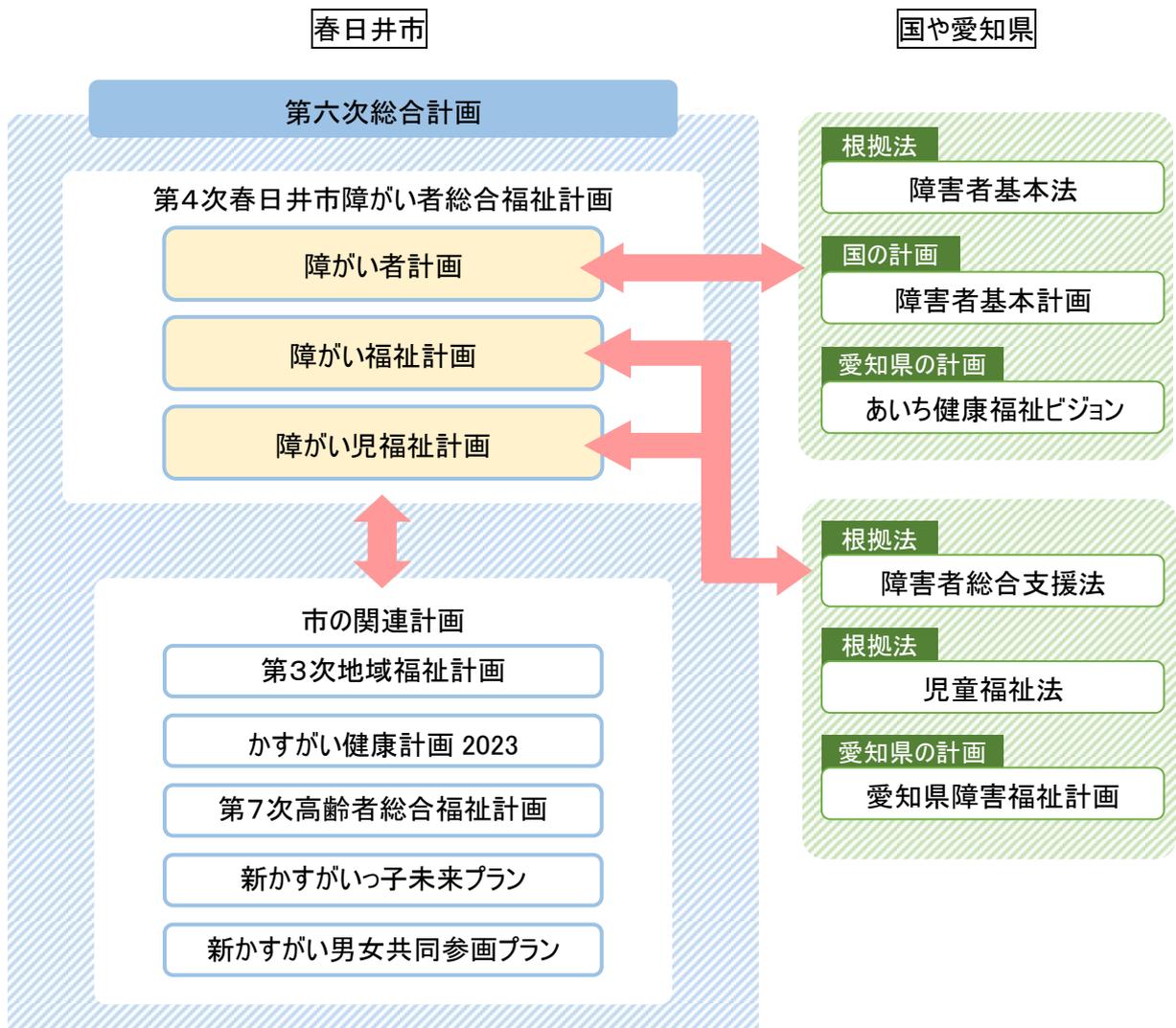
### 3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本市の「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画等、市の関連計画とも整合を図っています。

また、国の障害者基本計画及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」、「愛知県障害福祉計画」との整合を図っています。

#### ■計画の関連イメージ



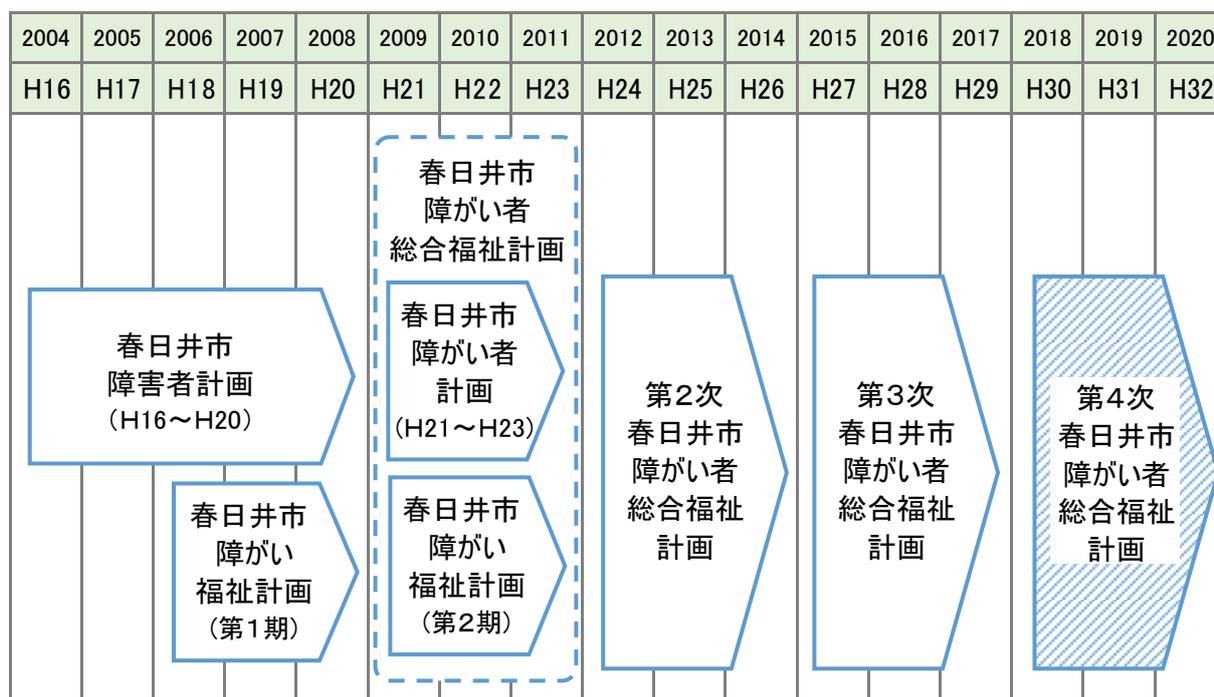
## 4 計画の対象

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障がいのある人」、「障がいのある子ども」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

## 5 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度を初年度とし、2020（平成32）年度までの3年間とします。





## 第2章

# 障がいのある人の現状と推計、 サービスの実績と評価

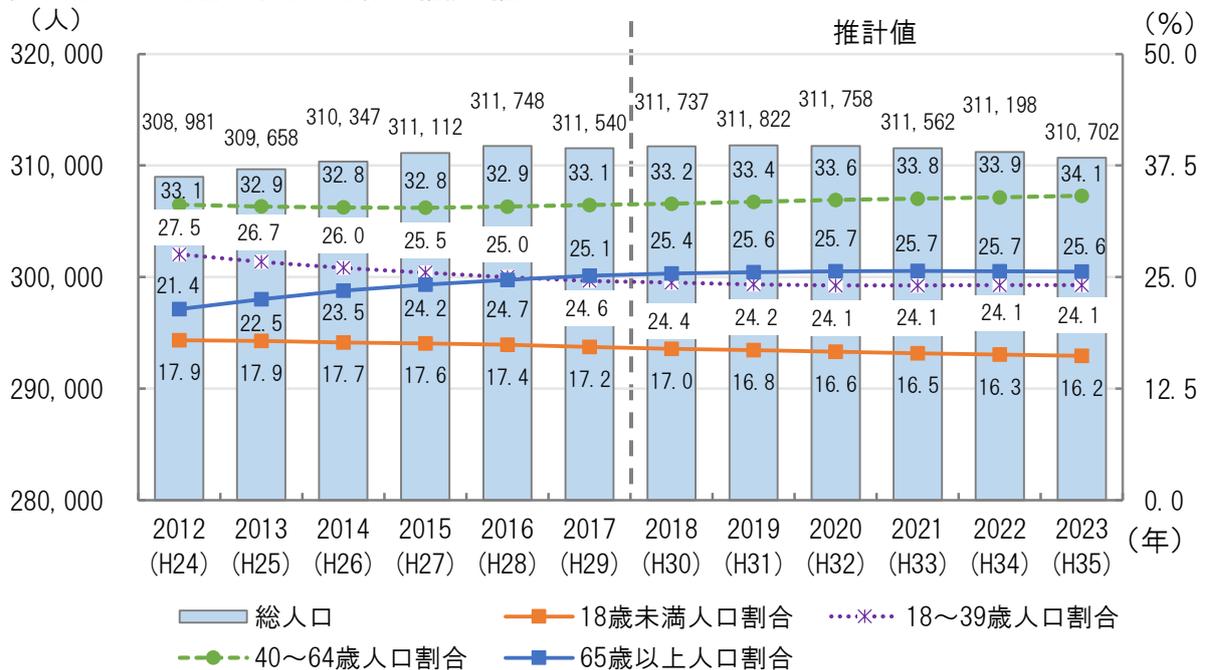


# 1 人口の推移と推計

本市の総人口は、2017（平成 29）年 10 月 1 日現在で 311,540 人となっており、一時的に減少しています。年齢区分別人口割合をみると、18 歳未満人口割合、18～39 歳人口割合が減少、40～64 歳人口割合、65 歳以上人口割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。

今後の推計を見ると、総人口は 2019（平成 31）年をピークに減少することが予測されます。高齢化率は、2020（平成 32）年までは増加し続け、その後は横ばいとなることが見込まれます。

図表 1 総人口と年齢区分別人口割合の推移と推計  
(人)



資料：～2017（平成 29）年：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）、  
2018（平成 30）年～：コーホート変化率法による推計値

図表 2 総人口と年齢区分別人口の推移と推計

(年)	2012 - 2017						推計値					
	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)
18 歳未満	55,379	55,280	54,867	54,681	54,293	53,580	52,946	52,466	51,884	51,315	50,762	50,256
18～39 歳	85,119	82,733	80,830	79,327	77,959	76,602	76,034	75,410	75,028	74,969	74,977	74,859
40～64 歳	102,313	101,932	101,806	101,933	102,526	103,024	103,525	104,219	104,872	105,269	105,599	105,947
65 歳以上	66,170	69,713	72,844	75,171	76,970	78,334	79,232	79,727	79,974	80,009	79,860	79,640
総人口	308,981	309,658	310,347	311,112	311,748	311,540	311,737	311,822	311,758	311,562	311,198	310,702

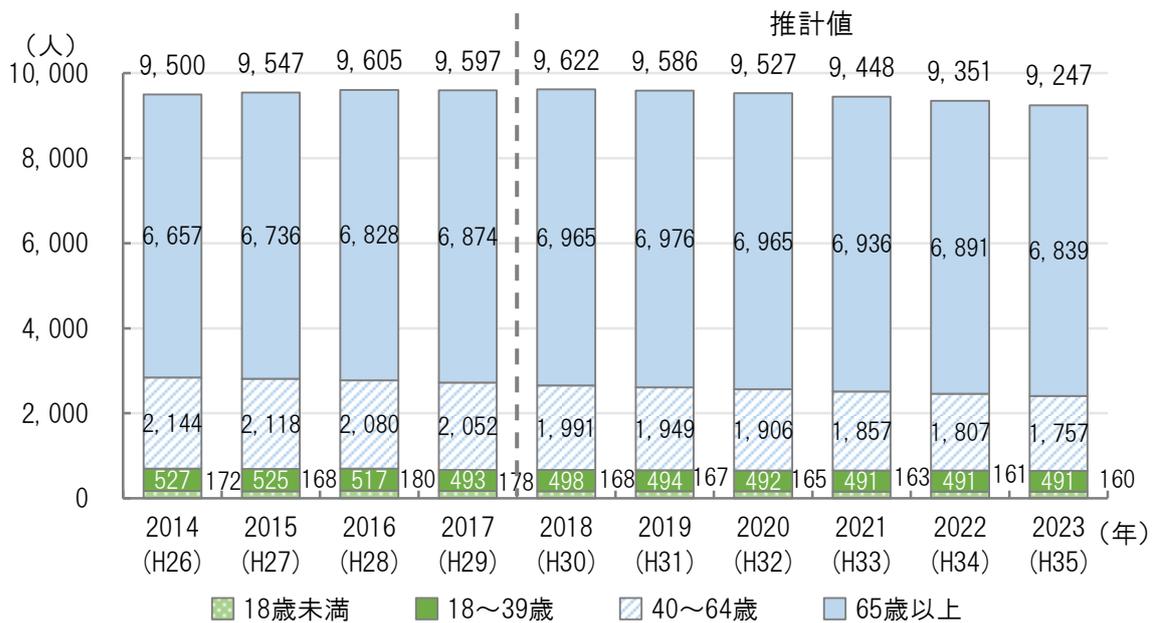
資料：～2017（平成 29）年：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）、  
2018（平成 30）年～：コーホート変化率法による推計値

## 2 障がいのある人の推移と推計

### (1) 身体障がいのある人の推移と推計

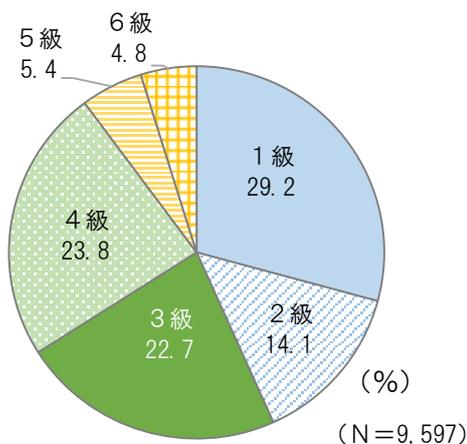
身体障がい者手帳所持者数は増加しています。年齢区別にみると65歳以上の割合が高く、増加していますが、他の年齢区分では減少しています。これまでの実績による推計をみると、65歳以上のみ2019（平成31）年まで増加しますが、全体では減少傾向となることが見込まれます。

図表3 年齢区分別身体障がい者手帳所持者数の推移と推計



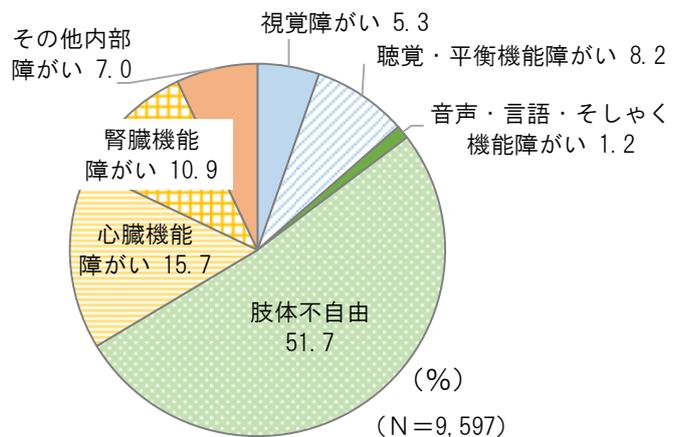
資料：各年10月1日

図表4 等級別身体障がい者手帳所持者数の割合



資料：平成29年10月1日

図表5 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の割合

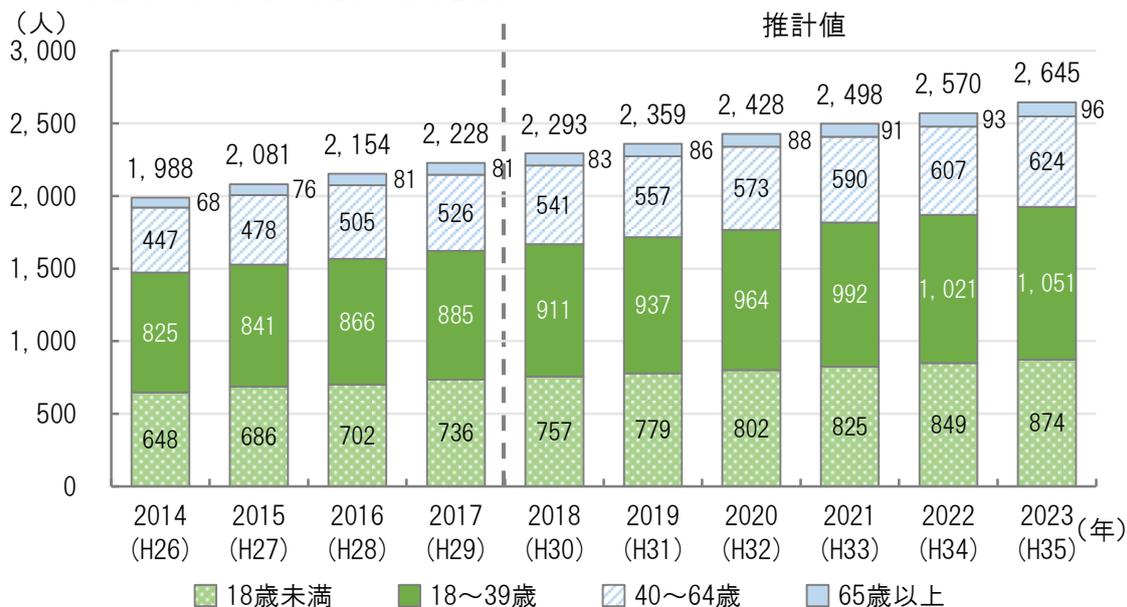


資料：平成29年10月1日

## (2) 知的障がいのある人の推移と推計

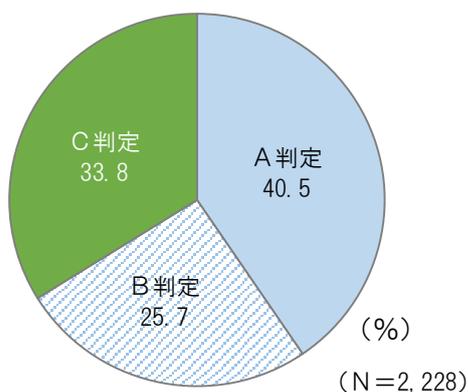
療育手帳所持者数は増加しています。年齢区別にみると18歳未満の割合、18～39歳の割合が高く、いずれの年齢区分でも増加傾向にあります。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表6 年齢区別療育手帳所持者数の推移と推計



資料：各年10月1日

図表7 等級別療育手帳所持者数の割合



A判定：IQ35以下またはIQ36～50かつ3級以上の身体障がい

B判定：IQ36～50

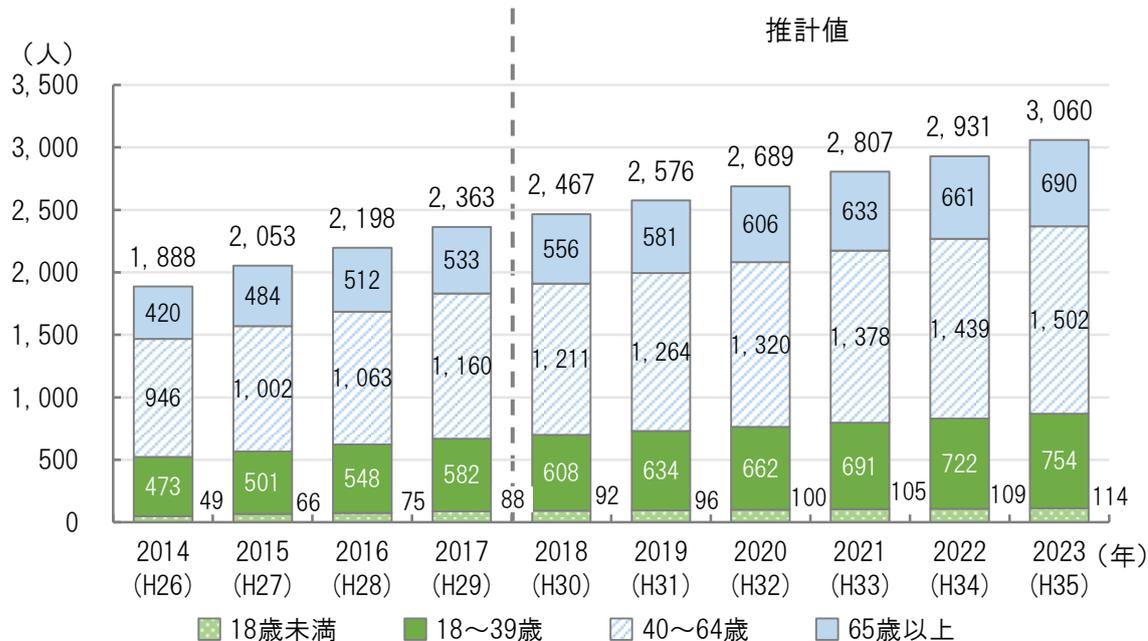
C判定：IQ51～75

資料：平成29年10月1日

### (3)－1 精神障がいのある人の推移と推計

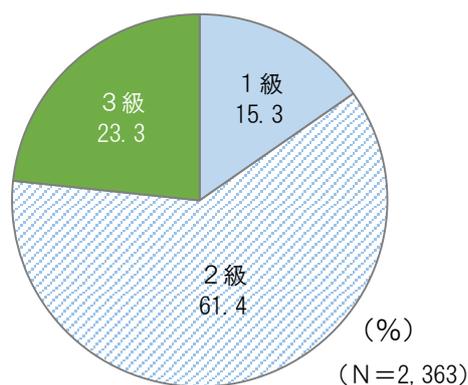
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加しています。年齢区分別にみると40～64歳の割合が高く、いずれの年齢区分でも増加傾向にあります。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表8 年齢区分別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移と推計



資料：各年10月1日

図表9 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の割合



1級：日常生活を営むことが不能な程度

2級：日常生活に著しい制限がある程度

3級：日常生活に制限がある程度

資料：平成29年10月1日

### (3)－2 自立支援医療(精神通院)受給者の推移と推計

自立支援医療(精神通院)受給者数は増加しています。年齢区別にみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者と同じく、40～64歳の割合が高くなっています。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表 10 年齢区分別自立支援医療(精神通院)受給者数の推移と推計



資料：各年 10月 1日

### (4)発達障がいのある人の現状

「発達障がい」とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち 18 歳未満のものとされています。

発達障がい者(児)を対象とした手帳の交付制度がないため、人数を正確に把握することは困難な状況となっていますが、全国的に増加の傾向がみられます。

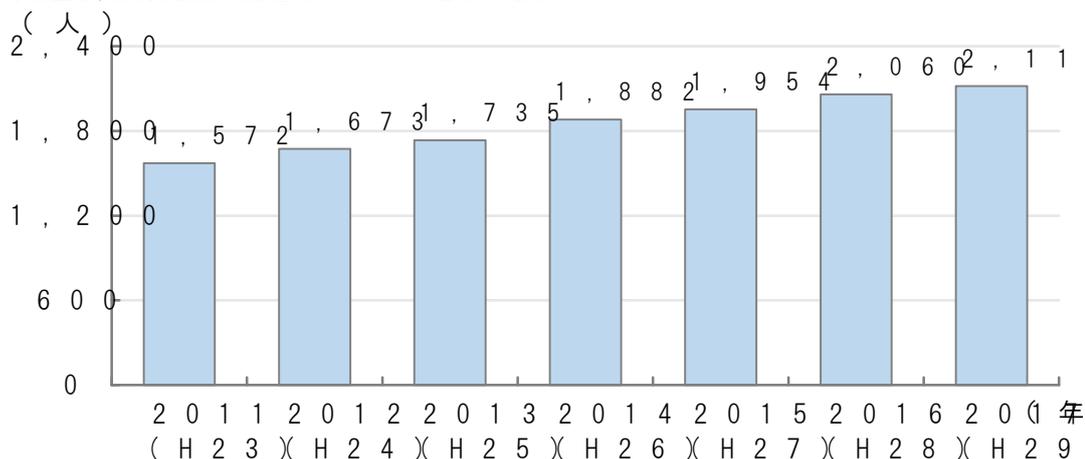
#### 参考

文部科学省が平成 24 年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 6.5%となっています。

## (5) 難病患者の推移

特定医療費受給者証（指定難病）の所持者数は増加しています。平成 27 年に難病医療法が施行された時点では 110 疾病が指定されていましたが、現在は対象となる疾病が拡大されており、平成 29 年 4 月からは対象疾病数が 330 疾病となっています。

図表 11 特定医療費受給者証（指定難病）の所持者数の推移



資料：各年 3 月 31 日

### 参考

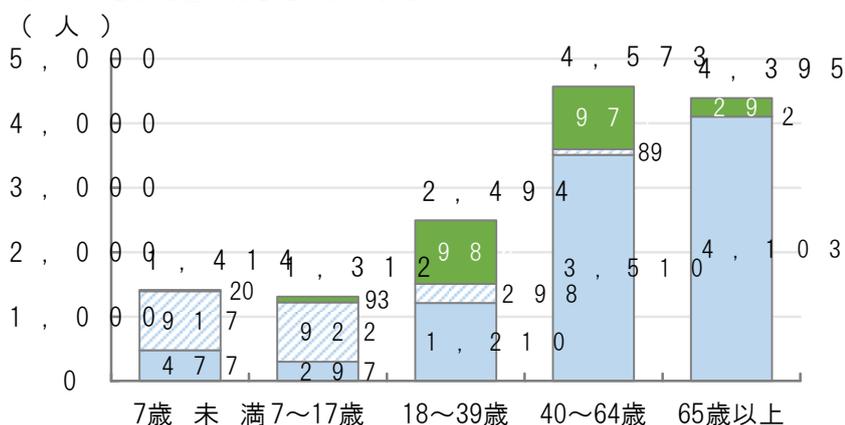
原因不明で治療方法が確立されていない疾病を難病といいます。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる疾病、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い疾病については、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成されます。

また、平成 25 年に施行された障害者総合支援法では、難病患者が障がいのある人の範囲に追加され、障がい福祉サービスの対象となっています。

## (6) 初めて障がい者手帳を取得した年齢

身体障がい者手帳では 40 歳以上が多くなっている反面、療育手帳では 18 歳未満が多くなっています。精神障がい者保健福祉手帳では 18 歳から 65 歳未満の働き手世代が多くなっています。

図表 12 初めて障がい者手帳を取得した年齢（手帳別）



■ 身体障がい者手帳 ■ 療育手帳 ■ 精神障がい者保健福祉手帳 資料：平成 29 年 10 月 1 日

## (7) 特別支援学校の児童・生徒数の推移

特別支援学校に通学する本市の児童・生徒数は、それぞれの学校で年度によって増減しています。

図表 13 特別支援学校の児童・生徒数の推移

学校名	年度	小学部						中学部			高等部			合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
春日台特別支援学校	H26	11	16	10	13	11	11	23	16	17	30	41	34	233
	H27	12	11	16	10	14	14	18	22	16	36	28	47	244
	H28	11	12	12	16	10	14	15	18	22	33	35	28	226
	H29	14	11	13	12	16	11	17	15	18	34	32	35	228
小牧特別支援学校	H26	3	5	8	2	6	4	2	6	3	4	6	0	49
	H27	3	3	5	8	2	7	4	2	7	4	4	5	54
	H28	1	3	3	5	8	2	9	5	2	6	4	4	52
	H29	1	1	3	2	5	8	2	9	5	2	6	4	48
春日井高等特別支援学校	H26										5	9	7	21
	H27										8	5	9	22
	H28										9	8	5	22
	H29										12	9	8	29

# 3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

## (1) 訪問系サービス

区分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率
居宅介護	人	261	278	106.5	276	295	106.9	291	317	108.9	327	293	89.6	342	314	91.8	465	67.5
	時間	5,286	5,478	103.6	5,583	5,852	104.8	5,880	6,000	102.0	6,546	5,726	87.5	6,903	6,107	88.5	12,130	
重度訪問介護	人	13	9	69.2	14	8	57.1	15	10	66.7	12	11	91.7	13	9	69.2	12	75.0
	時間	1,716	1,205	70.2	1,812	482	26.6	1,908	696	36.5	720	744	103.3	780	747	95.8	1,447	
同行援護	人	3	14	466.7	3	25	833.3	3	25	833.3	26	23	88.5	27	28	103.7	47	59.6
	時間	9	106	1177.8	9	249	2766.7	9	287	3188.9	260	223	85.8	270	366	135.6	980	
行動援護	人	26	23	88.5	27	22	81.5	28	23	82.1	25	20	80.0	26	22	84.6	29	75.9
	時間	261	293	112.3	276	282	102.2	291	257	88.3	317	231	72.9	335	238	71.0	627	
重度障がい者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	—
	時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	

【活動指標】 1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】 その年度の3月分の利用実績

【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの

【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

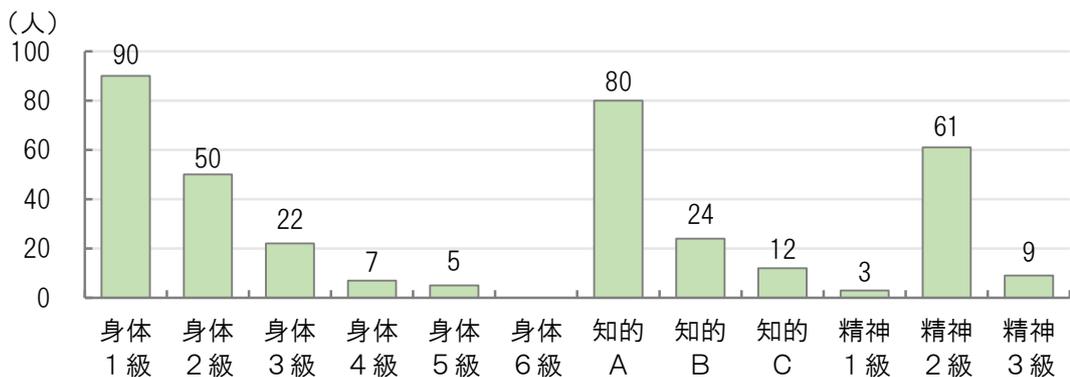
【支給時間】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した時間数

【支給日数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100(%)で算出したもの

※「3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価」において共通

図表 14 居宅介護

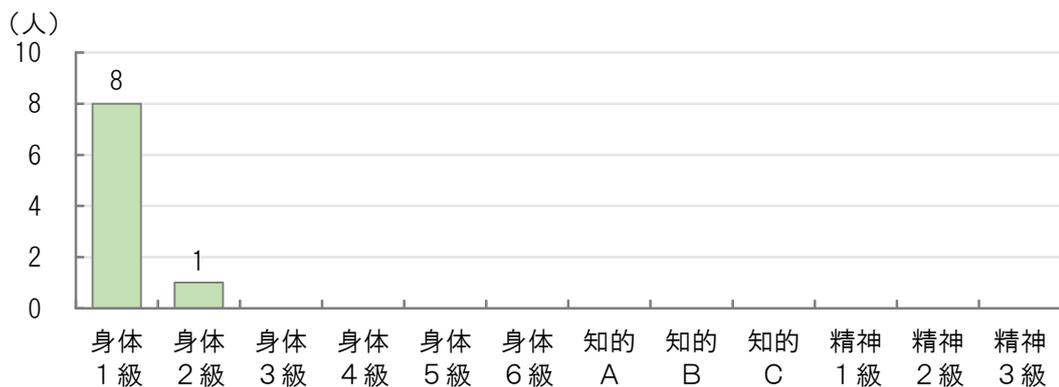


【身体】 身体障がい者手帳（1級～6級）を所持している人

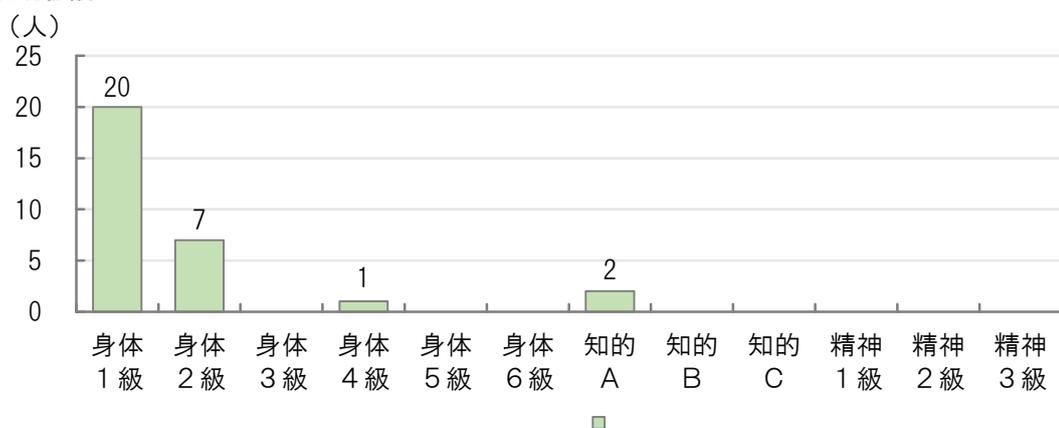
【知的】 療育手帳（A判定～C判定）を所持している人

【精神】 精神障がい者保健福祉手帳（1級～3級）を所持している人

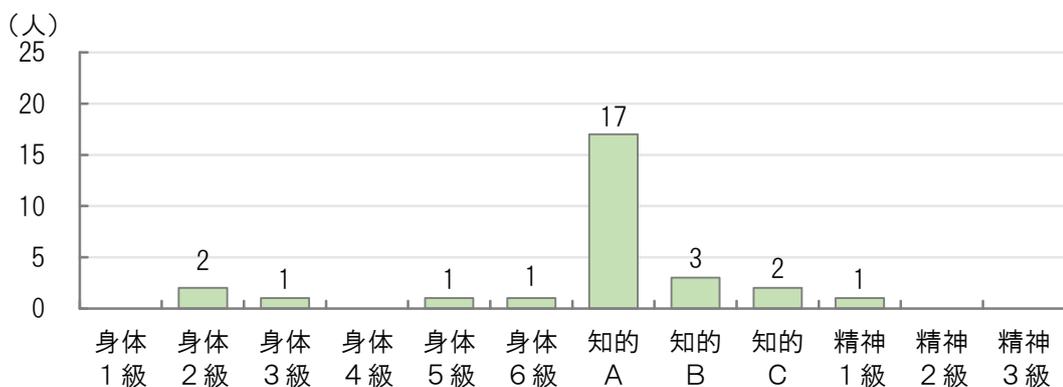
図表 15 重度訪問介護



図表 16 同行援護



図表 17 行動援護



(平成 29 年 3 月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

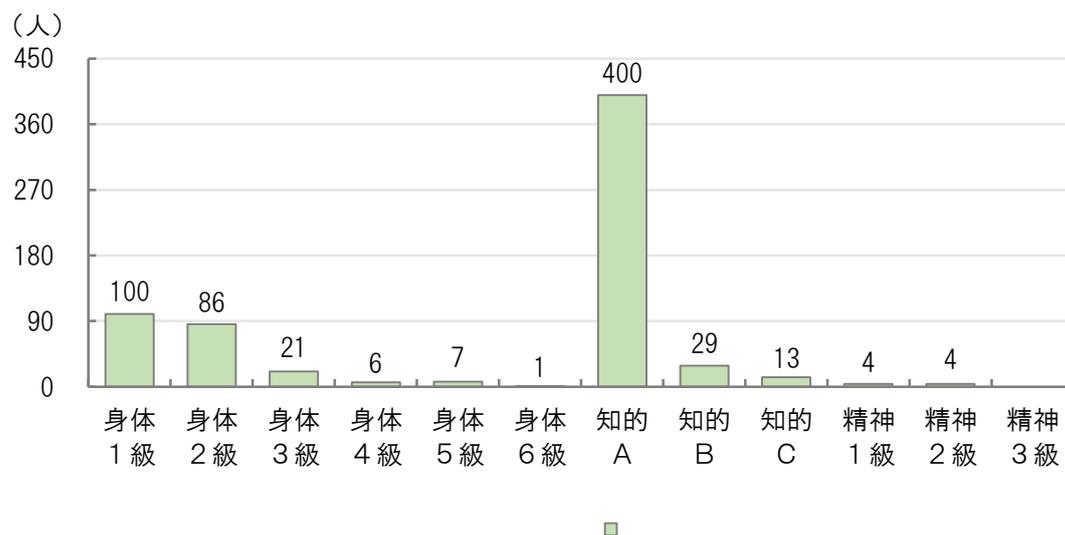
評価

- 居宅介護の利用は増加傾向ですが、利用率からも希望した利用（時間帯、曜日、性別、医療的ケアの対応）が困難な場合もあることが考えられます。事業所、利用者ともに利用希望に対する人材不足の声があり、報酬単価の設定の見直し等人材確保に対する取り組みが必要となっています。
- 行動援護の利用ニーズは高くなっていますが、専門性を有する人材の確保が難しく、サービスを提供できる事業所が不足していると考えられます。そのため、希望者は移動支援事業を利用して外出している事例がみられます。支援の必要性が高い障がいのある人が地域で生活する上で重要なサービスであるため、事業所を確保する取り組みが必要です。

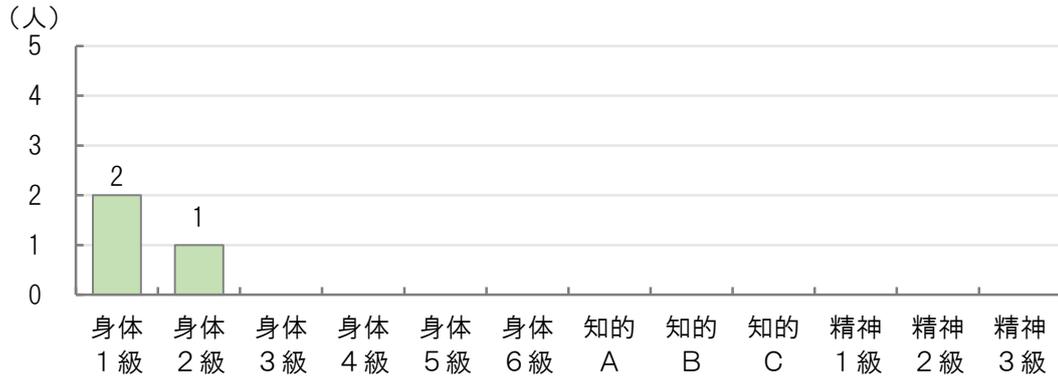
## (2) 日中活動系サービス

区分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度				
		活動 指標	実績	達成率	活動 指標	実績	達成率	活動 指標	実績	達成率	活動 指標	実績	達成率	活動 指標	実績	達成率	支給 決定	利用率
生活介護	人	487	465	95.5	524	458	87.4	563	487	86.5	543	505	93.0	552	528	95.7	566	93.3
	延べ 日数	9,412	8,370	88.9	9,955	8,448	84.9	10,538	9,095	86.3	9,569	10,117	105.7	9,700	10,462	107.9	12,268	
自立訓練 (機能訓練)	人	4	4	100.0	4	1	25.0	4	2	50.0	4	0	0.0	5	3	60.0	3	100.0
	延べ 日数	65	54	83.1	65	3	4.6	65	25	38.5	59	0	0.0	70	52	74.3	56	
自立訓練 (生活訓練)	人	12	10	83.3	12	9	75.0	12	6	50.0	2	5	250.0	3	6	200.0	7	85.7
	延べ 日数	252	158	62.7	252	125	49.6	252	43	17.1	16	85	531.3	24	76	316.7	148	
就労移行 支援	人	51	50	98.0	64	55	85.9	77	50	64.9	69	37	53.6	79	60	75.9	73	82.2
	延べ 日数	918	899	97.9	1,152	830	72.0	1,386	866	62.5	1,024	630	61.5	1,120	917	81.9	1,620	
就労継続 支援(A型)	人	46	57	123.9	59	108	183.1	72	157	218.1	116	197	169.8	119	233	195.8	271	86.0
	延べ 日数	988	1,039	105.2	1,267	2,103	166.0	1,547	3,117	201.5	2,256	3,880	172.0	2,313	4,670	201.9	6,224	
就労継続 支援(B型)	人	230	265	115.2	240	288	120.0	250	336	134.4	286	349	122.0	310	393	126.8	432	91.0
	延べ 日数	3,902	4,537	116.3	4,077	5,027	123.3	4,252	6,206	146.0	5,087	6,364	125.1	5,647	7,262	128.6	9,439	
療養介護	人	3	16	533.3	3	15	500.0	3	15	500.0	17	14	82.4	18	19	105.6	19	100.0

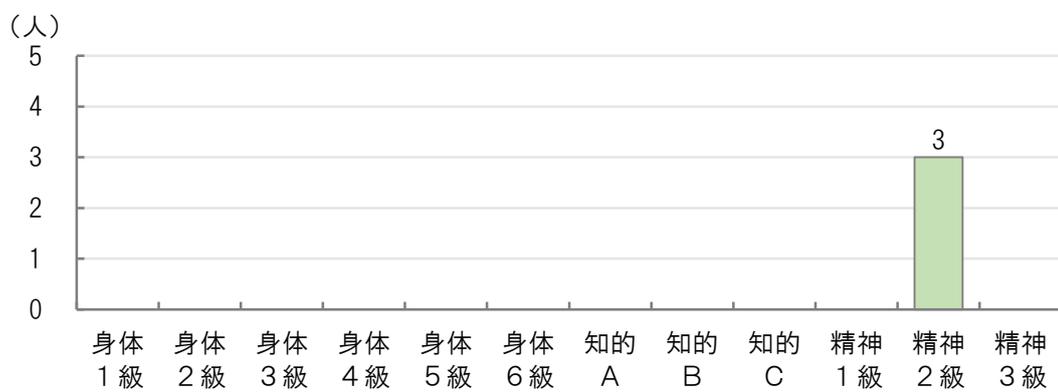
図表 18 生活介護



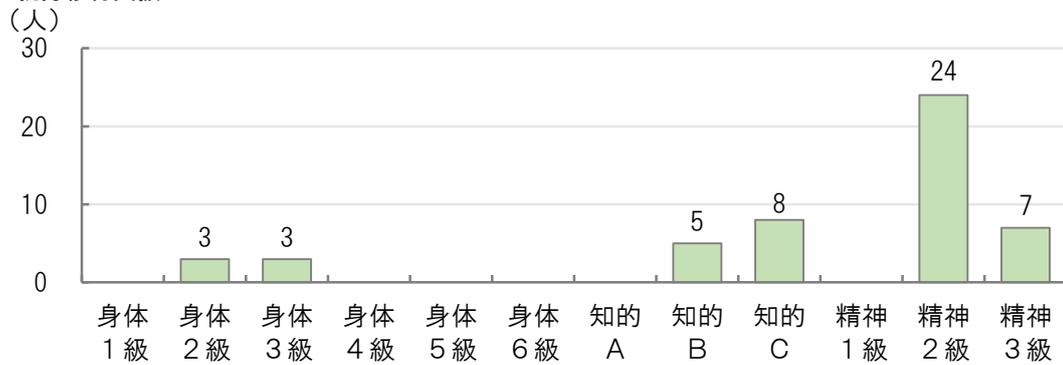
図表 19 自立訓練(機能訓練)



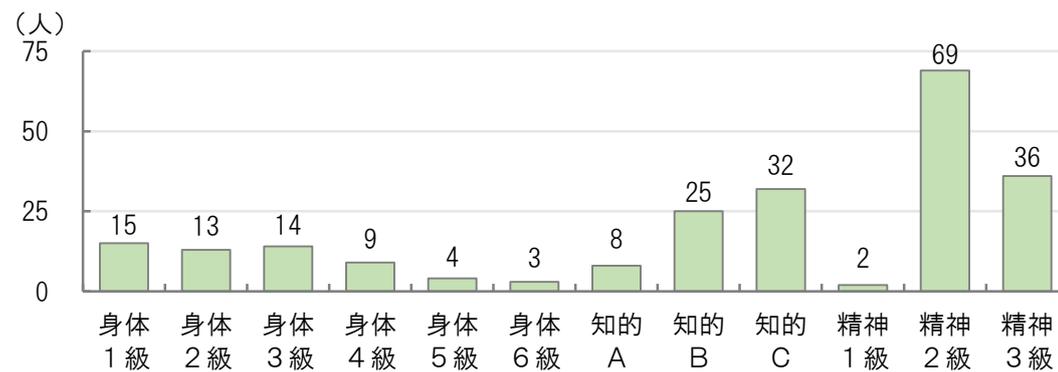
図表 20 自立訓練(生活訓練)



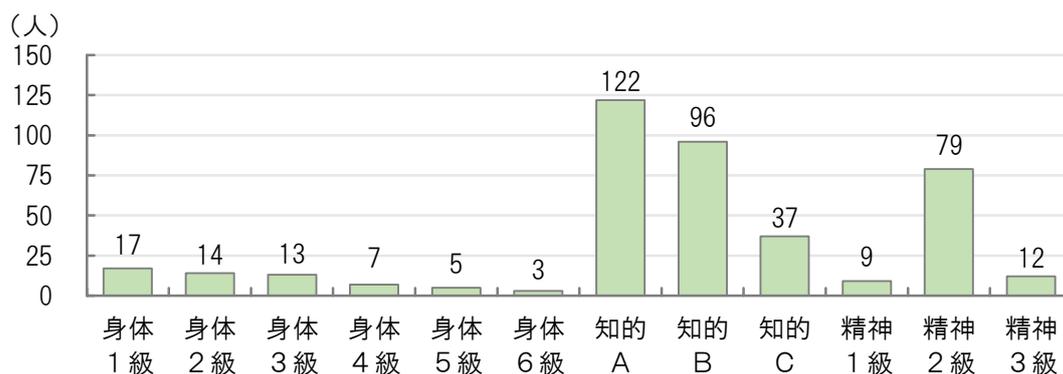
図表 21 就労移行支援



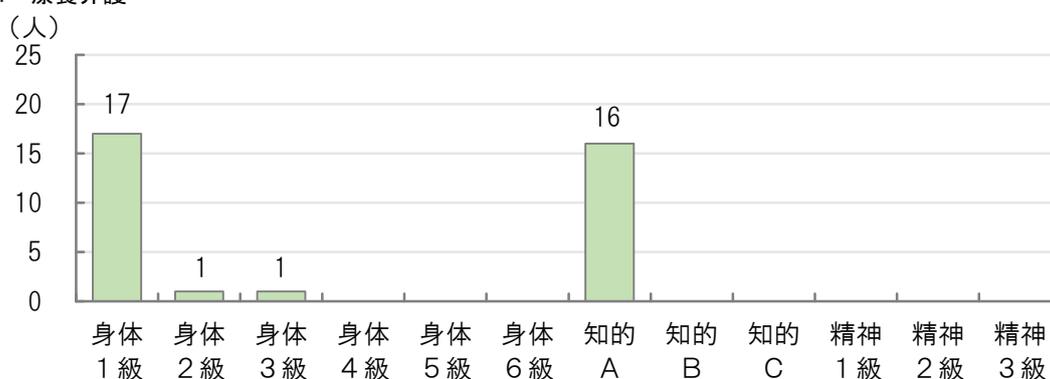
図表 22 就労継続支援(A型)



図表 23 就労継続支援(B型)



図表 24 療養介護



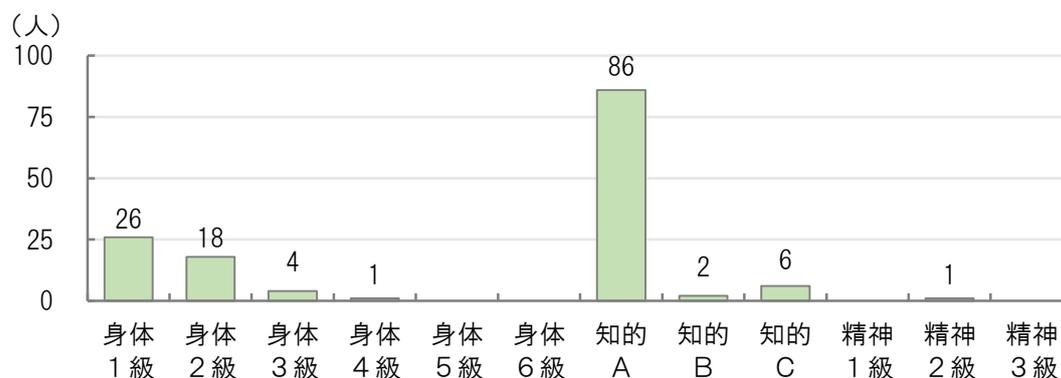
評価

- 生活介護は、利用者も事業所も増加しています。事業所の定員は支給決定者数を上回り余裕があるようにみえますが、ニーズが多様化し、希望通りの利用は難しくなっています。
- 就労移行支援は、一般就労を目的とした訓練を行っていますが、支援内容が分かりにくいとの声も聞かれます。交通の便のよい市外の事業所の利用が多いと考えられます。
- 就労継続支援（A型）は、活動指標に対する実績からニーズが高いことが伺えますが、賃金の確保等経営的な観点が必要となるため、安定的な運営を実現するための支援が必要となっています。一般就労を目指す場合でも、賃金が発生する就労継続支援（A型）を利用する人が多くなっています。
- 就労継続支援（B型）は、利用率から事業所数は充足していると考えられますが、支援内容が居場所づくりから工賃向上を目指すものまで多様であり、今後は利用者のニーズに対するマッチングを支援していくことが求められます。
- 日中活動系サービスの事業所数は、全体的に充足しているため、今後は、事業所選択をサポートする適切な情報提供が求められます。

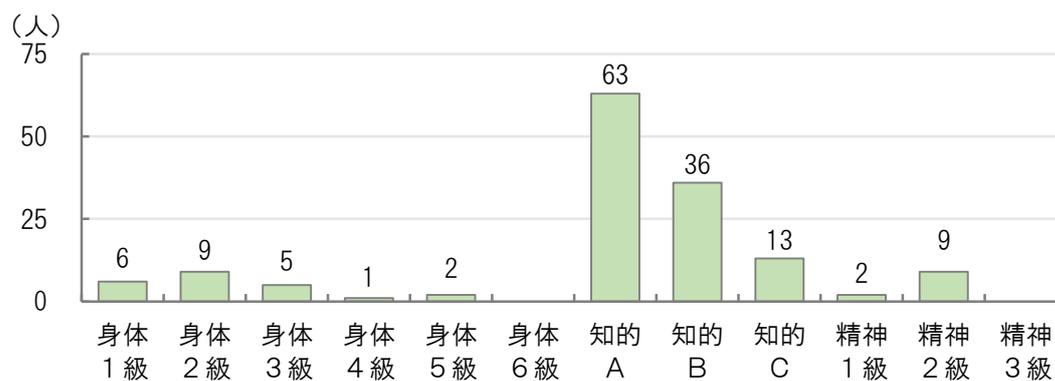
### (3) 居住系サービス

区分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度				
		活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率												
短期入所	人	101	103	102.0	114	130	114.0	127	148	116.5	139	97	69.8	143	103	72.0	449	22.9
	延べ日数	606	412	68.0	684	575	84.1	762	625	82.0	617	623	101.0	632	626	99.1	2,485	
共同生活援助	人	77	92	119.5	85	97	114.1	93	109	117.2	137	132	96.4	161	139	86.3	145	95.9
施設入所支援	人	184	182	98.9	179	174	97.2	173	164	94.8	172	175	101.7	169	181	107.1	184	98.4

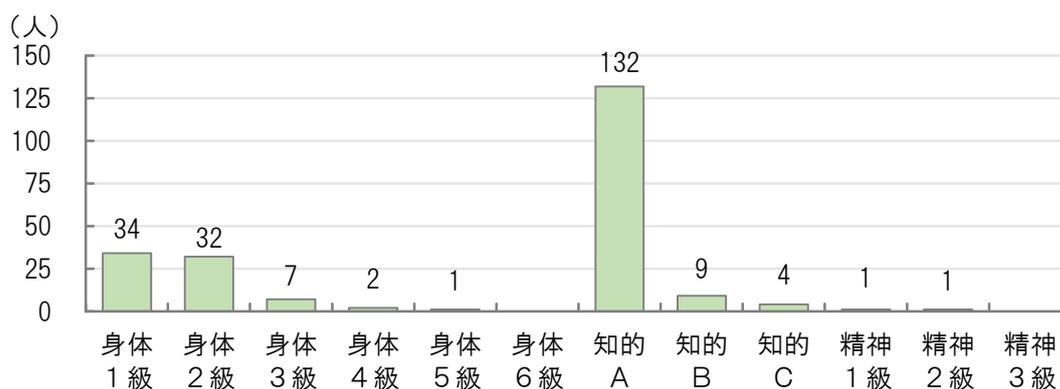
図表 25 短期入所



図表 26 共同生活援助



図表 27 施設入所支援



評価

- 短期入所は、曜日によって利用状況の偏りがあり、緊急時に利用できない場合や、立地の関係で定期的に利用できない場合が多い状況にあります。また、医療的ケアが必要な人は、事業所の支援体制に対する不安から利用につながっていない状況があります。
- グループホームは、施設数が不足しているため、利用希望はあるものの施設数の上限から実績が活動指標を下回っていると考えられます。支給決定を受けていない人でもグループホームへの入居のニーズは高いため、施設整備を進めることが求められます。
- 児童養護施設から特別支援学校に通学する学生が、18歳になり児童養護施設を退所する際、住まいとしてグループホームを選択することがあります。
- 家族の思いにより、グループホームの利用意向が強くなる傾向にあります。
- グループホームは支援程度が軽度の場合に利用できるものが多いですが、重度の障がいのある人も利用希望が多く、幅広い障がい程度への対応が求められます。グループホームの整備がしやすいような建築・設備基準の緩和措置や財政的な支援が求められます。

## (4) 相談支援

区分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率
計画相談支援	人	85	22	25.9	723	127	17.6	1,360	228	24.5	220	312	141.8	280	416	148.6	416	100.0
地域移行支援	人	3	1	33.3	3	0	0.0	3	1	33.3	3	0	0	3	0	0	0	0
地域定着支援	人	3	0	0.0	6	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0	1	0	0	0	0

※相談支援については、年間の総利用者数です。

### 評価

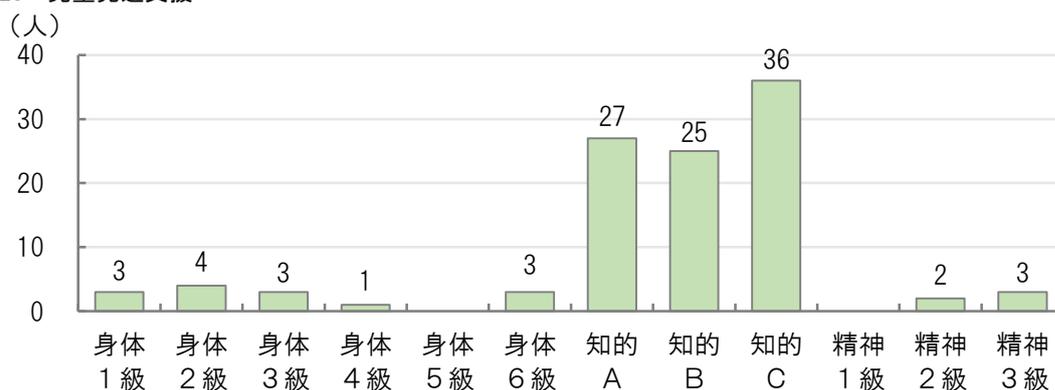
- 計画相談支援は、相談支援専門員によるモニタリングやサービス担当者会議などを通じて、利用者本人や家族がサービス利用の意思を示す機会があり、利用者の生活課題をサービス事業所間で共有して、サービス提供できるメリットがありますが、利用者が著しく少なくなっています。計画相談支援の事業所数は前年より増加していますが、セルフプランの浸透などにより利用者が計画相談支援をサービスのひとつとして選択する状況になっていません。利用者はゆるやかにしか増加しておらず、すべてのサービス利用者がサービス等利用計画を作成するための取り組みが急務となっています。同時に、計画相談支援の事業所数の不足を解消するための働きかけも必要であり、相談支援体制を段階的に整備する必要があります。
- 地域移行支援や地域定着支援は、医療機関、障がい者生活支援センター及び計画相談支援の事業所が相談援助の中で実施していることもあります。

## (5) 障がい児通所支援

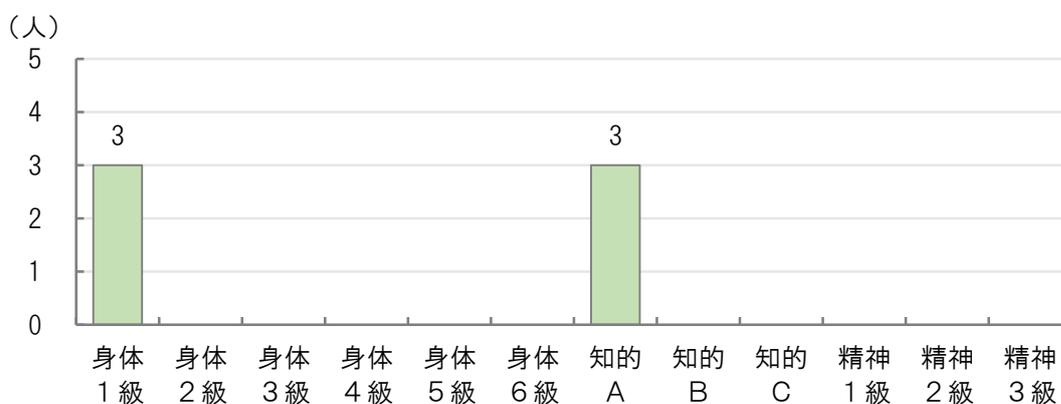
区分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率									
児童発達支援	人	—	209	—	—	234	—	—	269	—	285	272	95.4	317	300	94.6	355	84.5
	延べ日数	—	1,576	—	—	1,636	—	—	1,865	—	1,779	1,915	107.6	1,832	2,072	113.1	4,731	
医療型児童発達支援	人	—	1	—	—	0	—	—	0	—	1	2	200.0	1	3	300.0	3	100.0
	延べ日数	—	1	—	—	0	—	—	0	—	1	13	1300.0	1	13	1300.0	56	
放課後等デイサービス	人	—	280	—	—	285	—	—	327	—	314	398	126.8	322	432	134.2	494	87.4
	延べ日数	—	3,829	—	—	4,141	—	—	4,759	—	4,481	5,323	118.8	4,599	6,309	137.2	10,075	
保育所等訪問支援	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—	2	0	0.0	3	2	66.7	4	50.0
	延べ日数	—	0	—	—	0	—	—	0	—	6	0	0.0	9	2	22.2	10	
障がい児相談支援	人	—	0	—	—	13	—	—	25	—	50	93	186.0	80	119	148.8	119	100.0

※障がい児相談支援については、年間の総利用者数です。

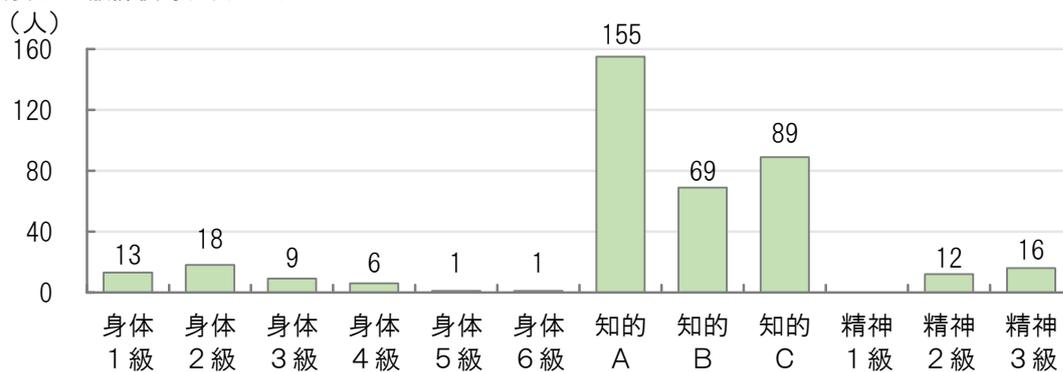
図 28 児童発達支援



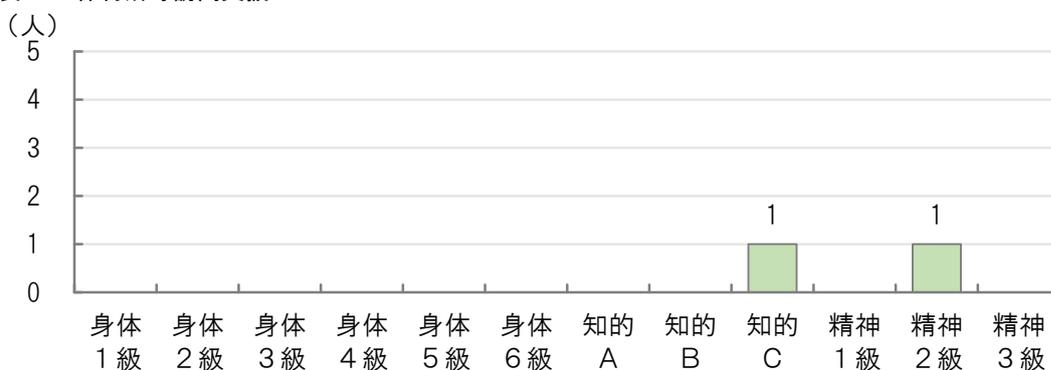
図表 29 医療型児童発達支援



図表 30 放課後等デイサービス



図表 31 保育所等訪問支援



評価

- 児童発達支援の利用者数の増加は、早期の専門医の受診、乳幼児健診時の声かけ等早期に療育へつなげる取り組みの結果と考えられます。児童発達支援の利用者は、求める支援内容に合わせて複数の事業所から選択が可能な環境となっています。
- 医療型児童発達支援は、対象施設が市内にはないため希望しても実際の利用につながらない場合があります、実態把握が必要となっています。
- 放課後等デイサービスは、施設数が増加し充足しており、利用者が事業所を選択できる環境となっていますが、支援内容は様々です。「放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）」を活用した事業の実施及び運営が求められます。児童発達支援の利用から引き続き放課後デイサービスを利用するケースが多く見受けられます。
- 保育所等訪問支援は、年度当初など生活に変化が起こる時期に求められる傾向があります。
- 障がい児相談支援は、利用者が著しく少なくなっています。

# 4 地域生活支援事業の実績と評価

区分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度				
		見込み量	実績	達成率	支給決定	利用率												
障がい者相談支援事業																		
事業所数	か所	4	4	100.0	4	5	125.0	4	5	125.0	5	5	100	5	5	100.0		
相談員数	人	9	9	100.0	9	12	133.3	9	12	133.3	12	12	100	12	12	100.0		
相談件数	件	8,083	6,249	77.3	8,808	7,803	88.6	9,533	8,773	92.0	8,369	9,435	112.7	8,583	11,053	128.8		
成年後見制度 利用支援事業	件		3			6		1	2	200.0	8	6	75.0	10	4	40.0		
意思疎通支援事業																		
手話通訳者窓 口設置者数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0		
手話通訳者 派遣件数	件	372	470	126.3	377	562	149.1	382	376	98.4	603	467	77.4	618	412	66.7		
要約筆記者 派遣件数	件	6	3	50.0	6	8	133.3	6	6	100.0	9	10	111.1	10	9	90.0		
移動支援 事業	人	258	282	109.3	263	292	111.0	268	250	93.3	314	260	82.8	322	243	75.5	471	51.6
	時間	18,060	20,512	113.6	18,410	20,956	113.8	18,760	22,775	121.4	22,855	23,087	101.0	23,440	23,410	99.9		
地域活動 支援センタ ー事業	か所	21	14	66.7	23	16	69.6	25	14	56.0	17	15	88.2	18	18	100.0		
	人	171	162	94.7	180	212	117.8	189	208	110.1	209	224	107.2	229	250	109.2	298	83.9
日中一時 支援事業	人	270	260	96.3	311	265	85.2	352	141	40.1	290	134	46.2	297	107	36.0	311	34.4
	日	7,536	8,033	106.6	8,680	7,160	82.5	9,824	3,809	38.8	8,951	4,564	51.0	9,180	4,162	45.3		
訪問入浴 サービス事業	回	836	1,248	149.3	841	1,236	147.0	846	1,335	157.8	1,391	1,312	94.3	1,426	1,321	92.6	1,728	76.4
日常生活用具給付事業																		
介護・訓練 支援用具	件	16	15	93.8	16	22	137.5	16	12	75.0	24	16	66.7	25	21	84.0		
自立生活 支援用具	件	46	56	121.7	48	45	93.8	50	50	100.0	62	62	100.0	63	45	71.4		
在宅療養等 支援用具	件	52	38	73.1	54	39	72.2	56	52	92.9	42	41	97.6	43	74	172.1		
情報・意思疎 通支援用具	件	47	24	51.1	49	38	77.6	51	32	62.7	41	33	80.5	42	44	104.8		
排泄管理 支援用具	件	5,243	5,400	103.0	5,540	5,432	98.1	5,837	5,858	100.4	6,017	6,078	101.0	6,171	6,434	104.3		
居宅生活動 作補助用具	件	14	7	50.0	14	11	78.6	14	8	57.1	12	7	58.3	13	13	100.0		
合計	件	5,404	5,540	102.5	5,701	5,587	98.0	5,998	6,012	100.2	6,198	6,237	100.6	6,357	6,631	104.3		
自動車運転 免許取得助成	件	5	7	140.0	5	3	60.0	5	7	140.0	8	5	62.5	9	3	33.3		
自動車改造 助成	件	5	15	300.0	5	8	160.0	5	8	160.0	9	7	77.8	10	7	70.0		

【見込み量】年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの  
【実績】その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数  
【達成率】実績÷見込み量×100（％）で算出したもの  
【支給決定者数】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数  
【利用率】実績÷支給決定者数×100（％）で算出したもの

## 評価

- 障がい者相談支援事業について、相談件数は増加しているものの、アンケート等では利用者への周知が進んでいないという結果がみられたため、効果的な周知方法を検討する必要があります。
- 手話通訳者派遣事業の利用件数は年度により差がありますが、利用者は高齢者が多くを占めており、約8割が医療機関への派遣利用となっています。
- 移動支援の利用率が低いのは、事業所の人材不足が大きな要因となっています。実績が横ばいである主な要因は人材不足ですが、加えて、制度の目的により支援範囲及び対象者が限定されていることも考えられます。
- 地域活動支援センターの活動内容は事業所により様々です。また、市外の事業所を利用している人もおり、身近な場所で、事業所を選択できる環境とはなっていません。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方



# 1 基本理念

---

---

本市では、これまでも障がいのある人が地域で生きがいを持って、安心して暮らせるよう支援を進めてきました。近年では、それぞれの障がいの特性を踏まえ、専門的な支援の充実や、関係機関同士の連携強化等が行われています。一方で、障がいのある人やその家族等のニーズはさらに多様化しており、支援の量・質ともに一層の充実が求められます。また、地域で暮らす障がいのある人にとって市民の理解は欠かせないものであり、地域共生社会の実現に向けた支援が障がい福祉分野でも必要となります。

本計画では、こうした状況や考えを踏まえ、前計画における理念を継承し、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念とします。

 障がいのある人が安心して  
自立・共生できるまちづくり 

## 2 基本的視点

---

---

基本理念を実現するため、この計画における各分野に共通する横断的な考え方として、次の基本的視点を定めます。

### 基本的視点(1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人が適切な意思決定に必要な支援を受けながら、自らの選択と決定に基づき、自立した生活を送ることができるよう、自己決定を尊重する計画とします。

### 基本的視点(2) 当事者本位の総合的な支援

各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、各分野の連携のもと、切れ目のない支援を行うとともに、自立と社会参加を支援する計画とします。

### 基本的視点(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がいの特性や状態、生活実態等だけでなく、性別や年齢による複合的な課題にも配慮し、個別の支援の必要性も踏まえた計画とします。

### 基本的視点(4) アクセシビリティの向上

社会モデルの考えに即し、建物の環境整備などハード面だけでなく、障がいに対する理解や差別的な扱いの解消などソフト面も含めたバリアフリー化を推進する計画とします。

### 基本的視点(5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

効果的かつ効率的に施策を推進するため、関係機関や各種団体などとの連携や役割分担、他の施策との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る計画とします。

# 3 重点目標

## (1) 相談支援体制の充実

障がいのある人が適切な支援を受けられるよう、市内の様々な機関が連携し、総合的な相談支援体制を構築します。

### 主な取り組み

- 計画相談支援及び障がい児相談支援の周知
- 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への支援
- 相談支援専門員の増員
- 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、障がい者就業・生活支援センターの周知

## (2) 障がい児支援の充実

障がいのある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう支援します。また、ライフステージによる切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

### 主な取り組み

- 重症心身障がい児が利用可能な事業所の確保
- 医療的ケア児への支援
- 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくり
- サポートブックの活用の推進
- 特別支援教育支援員の配置の推進

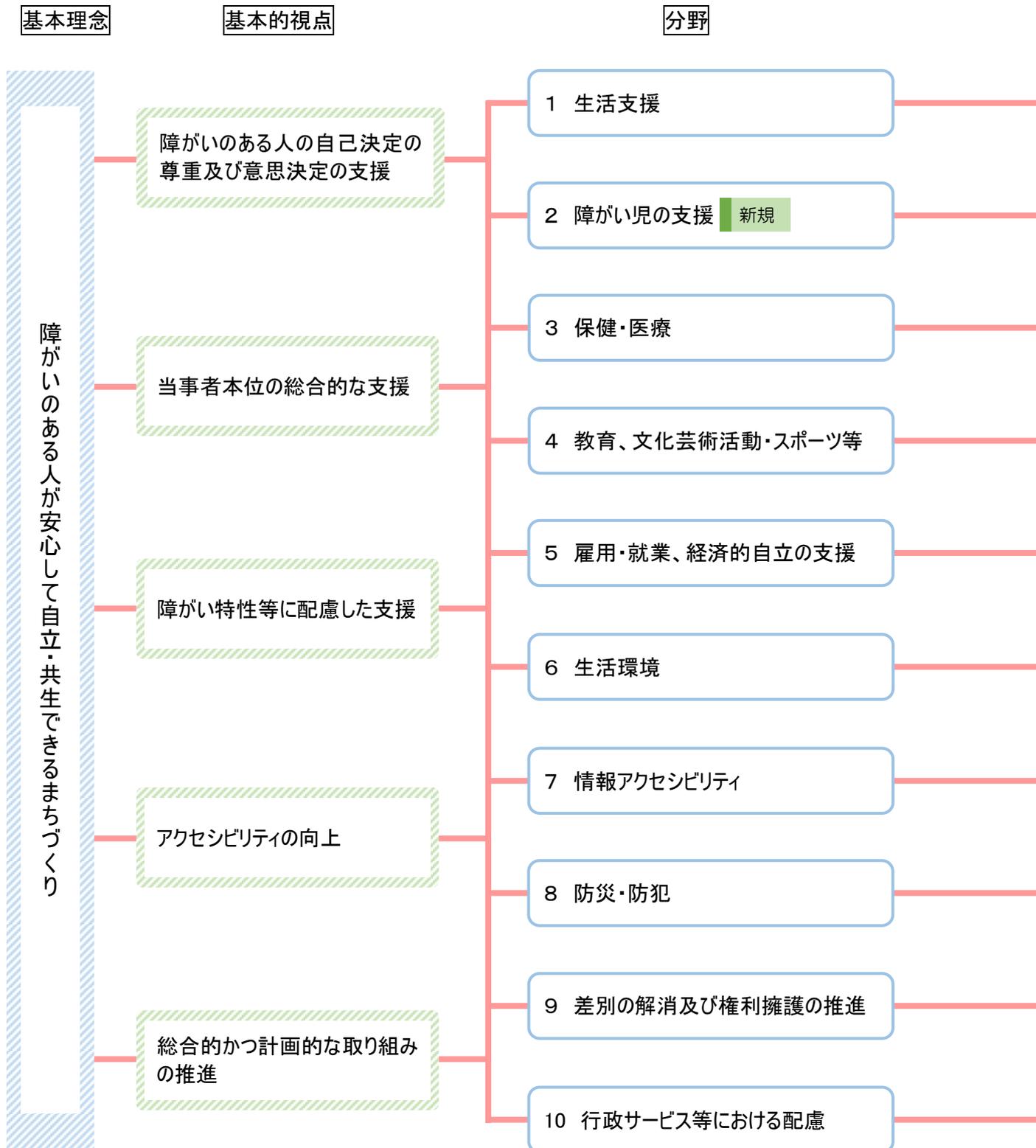
### (3)障がいに対する理解の促進

障がいのある人が地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、障がいに対する理解を促進する啓発等を行います。

#### 主な取り組み

- 障がい者の権利と差別解消に関する啓発
- 障がい者の虐待防止に関する啓発
- 障がい福祉教育や交流学習等の推進

# 4 施策の体系



## 基本的方向

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ④ 文化芸術活動の推進

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ 地域福祉の推進 新規

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮





## 第4章

# 施策の推進



# 1 生活支援

## 現状と課題

アンケート調査の結果では、約8割の障がいのある人が今後も自宅やグループホームでの生活を望んでいます。また、家族へのアンケート調査の結果でも、今後も家族の介助や障がい福祉サービスを受けながら、自宅で支援することへの意向が約7割となっており、自宅で障がいのある人と家族が安心して暮らせる支援が求められています。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「急に体調が悪くなったときの対応」の割合が約2割となっています。また、家族へのアンケート調査の結果では、支援に負担を感じている人も5割を超えており、具体的には「心身が疲れる」が約5割、「必要な時に他の人に支援を頼めない」が約3割となっています。

一方、家族へのアンケート調査の結果では、サービスの内容や利用方法について「あまり知らない」と「知らない」の合計が約5割となっていますので、サービスについて周知し、適切な利用につなげていくことが求められています。

サービスの利用につなげるためには、相談支援の役割が重要です。アンケート調査の結果では、障がい者生活支援センター、基幹相談支援センター等の相談機関については、「知っている」が約2割、「利用したことがある」が約1割であり、依然として低くなっています。利用者の満足度は約7割と高いため、周知・啓発し活用を促していくことが必要です。

平成29年3月現在、計画相談支援、障がい児相談支援を利用した人の割合は約2割となっており、適切なサービス利用の観点からも、計画相談支援事業所の不足を解消するための働きかけや、計画相談の利用促進に向けたより一層の取り組みの推進が必要です。

また、障がいのある人が高齢になり介護サービスを利用する際には、スムーズに移行できるように、相談支援専門員とケアマネージャーの一層の連携が必要となります。

## 基本的方向

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実、その周知を図ります。そのため、事業所等の拡充など量の確保と、人材の育成等の質の向上に取り組みます。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	施設入所者数	181 人	162 人
2	施設入所からグループホームなどへ移行する人の数（平成 17 年度からの累計）	43 人	96 人
3	相談支援専門員の数	21 人	40 人
4	サービス等利用計画※を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	21.2%	100%
5	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	51.3%	70%
6	家族が介助を負担に感じている人の割合	57.1%	45%

※サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい福祉サービスの充実  重点	ア 居宅介護、生活介護等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> <li>地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> </ul>
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援を周知します。</li> <li>基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への支援を行います。</li> <li>相談支援専門員の増員を積極的に進めます。</li> <li>地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。</li> </ul>
	ウ 居宅介護、生活介護等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> </ul>
	エ 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員等に対する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等研修の参加を促します。</li> </ul>
	オ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>
	カ 地域移行支援、地域定着支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。</li> <li>地域定着支援の利用を促進します。</li> </ul>
	キ 地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点を整備します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み	
② 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所に手話通訳者を設置します。</li> <li>医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</li> <li>日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。</li> </ul>	
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業所への実地指導を実施します。</li> <li>地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> <li>精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。</li> </ul>	
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li> <li>地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> </ul>	
	エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員等に対する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等研修の参加を促します。</li> </ul>	
	オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li> <li>地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>	
	重点	カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。</li> <li>事業者間研修を実施します。</li> </ul>
		キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報及びホームページに掲載します。</li> <li>障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
③ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉応援券を支給します。</li> <li>外国人重度障がい者福祉手当を支給します。</li> </ul>
	イ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。</li> <li>寝具乾燥サービスを実施します。</li> <li>車いすの貸出を実施します。</li> <li>配食サービスの利用を助成します。</li> <li>緊急通報システムを設置します。</li> <li>さわやか収集事業を実施します。</li> </ul> <p>◎ヘルプマーク、ヘルプカードの導入について検討します。 <span style="background-color: #90EE90;">新規</span></p>
	ウ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>かすがいシティバスの利用者・付添人の運賃を減免します。</li> <li>勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。</li> </ul>
	エ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。</li> <li>福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。</li> </ul>
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいに関するマークのパネル展示を行います。</li> <li>イベント等でのPRを行います。</li> </ul>
	カ 障がい者相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者相談員を設置します。</li> </ul>
	キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームなどの体験利用を支援します。</li> </ul>
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。</li> </ul>

## 2 障がい児の支援 新規

### 現状と課題

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。これにより、児童発達支援センターを中心とした地域の体制強化や、医療的ニーズへの対応を目指した関係機関の協議の場の設置など、障がいのある子どもへの支援について、今後いっそう充実していくことが求められています。

障がいのある子どもについては、発達障がいなど手帳を所持せずサービスを利用している子どもも多いため、制度やサービスについて適切な情報提供を行うことが求められますが、アンケート調査の結果では、障がいのある子どもが児童発達支援を利用するきっかけは、「乳幼児健康診査」と「児童相談センターや市の発達相談などの窓口からの紹介」の合計の割合が5割と高くなっています。こうしたことから、今後も担当部署が連携して進めていくことが大切です。

また、個別のサービスについては「放課後等デイサービス」の利用意向が約6割と特に高く、実績でも大きく伸びています。今後も事業所が提供するサービスの質の向上を図りながら、幅広い受け皿を確保していくことが求められています。

### 基本的方向

障がいのある子どもの多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。また、障がいのある子どもへのサービスの適切な利用を促すため、保護者へ一層の情報提供を行います。

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	障がい児支援利用計画*を作成した人のうち、障がい児相談支援を利用した人の割合 新規	13.8%	100%
2	サポートブックの利用者の数	69 人	150 人
3	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数 新規	5 事業所	8 事業所
4	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 新規	1 事業所	4 事業所

※障がい児支援利用計画には、セルフプランも含まれます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい児支援の充実 重点	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所への実地指導を行います。</li> <li>◎重症心身障がい児に対応可能な事業所を確保します。新規</li> <li>地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。</li> <li>保育所等訪問支援の利用を促進します。</li> </ul>
	イ 障がい児相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児相談支援を周知します。</li> <li>基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定障がい児相談支援事業所への支援を行います。</li> <li>相談支援専門員の増員を積極的に進めます。</li> <li>地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。</li> </ul>
	ウ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所への実地指導を行います。</li> <li>地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> <li>愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
	エ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。</li> <li>地域自立支援協議会において事例検討や学習会を開催します。</li> </ul>
	オ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報及びホームページに掲載します。</li> <li>障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。</li> <li>保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li> </ul>
	キ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターを中核とした支援体制を構築します。</li> <li>児童発達支援センターの必要数について検討します。</li> </ul>
	ク 特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援保育の体制を整備します。</li> </ul>
	ケ 特別支援保育児童の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床心理士による保育士と保護者への巡回指導を行います。</li> <li>特別支援保育児童の巡回相談を実施します。</li> </ul>
	コ 保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援保育についての関係研修を開催します。</li> <li>愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
	サ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。</li> </ul>
	シ ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。</li> </ul>
	ス 地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育についての理解を深める講座を開催します。</li> <li>愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
	セ 医療的ケア児への支援 新規	<p>◎保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。</p>
② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健康診査を実施します。</li> <li>新生児聴覚スクリーニングを実施します。</li> </ul>
	イ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理リハビリテーション事業を実施します。</li> <li>音楽療法を実施します。</li> </ul>
	ウ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問指導を実施します。</li> <li>発達相談を実施します。</li> <li>早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
③ 教育環境の充実  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">重点</div>	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。</li> <li>・校内研修を実施します。</li> </ul>
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。</li> <li>・通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。</li> </ul>
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。</li> <li>・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。</li> <li>・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。</li> </ul>
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学校への愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</u></li> </ul>
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。</li> </ul>
④ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。</li> </ul>
	イ 交流学习などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。</li> <li>・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、<u>居住地校交流等を通して行います。</u></li> </ul>
⑤ 権利擁護の推進	ア 障害者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止センターを周知します。</li> <li>・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催します。</li> <li>・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。</li> <li>・啓発チラシにより周知します。</li> <li>・講演会を開催します。</li> <li>・<u>障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。</u></li> <li>・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。</li> </ul>

## 3 保健・医療

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、医療での困りごとについて、約5割を占める「特に困ったことはない」を除き、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「障がい（疾病）のため症状を正確に伝えられない」の割合がいずれも約3割、難病患者、精神障がいのある人で「医療費の負担が大きい・できない」がそれぞれ約3割、約2割と高くなっています。

また、精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。国では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとしており、保健・医療・福祉関係者による協議の場をつくることが求められています。

さらに、健康診断や心身の健康相談、リハビリテーションなどにより障がいの原因となる病気の予防や軽減につなげていくことも大切です。

### 基本的方向

精神障がいのある人や難病患者など、障がいや疾病のある様々な人が地域で暮らしているよう適切な医療を受けることができる体制づくりを進めます。

また、保健・医療について適切なサービスの提供を図り、障がいの原因となる病気の発生の予防や重度化の防止を図ります。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	324 人	500 人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所*を提供する事業の実施か所数	5 か所	8 か所
3	特定健康診査の受診率		

\*障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査を実施します。</li> <li>・特定保健指導を実施します。</li> <li>・後期高齢者健康診査を実施します。</li> <li>・乳幼児健康診査を実施します。</li> <li>・新生児聴覚スクリーニングを実施します。</li> <li>・市民健康づくり講座や出前講座を実施します。</li> </ul>
	イ メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス相談を実施します。</li> <li>・ゲートキーパー養成講座を開催します。</li> <li>・こころの健康について知識の普及啓発を行います。</li> <li>・自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。</li> </ul>
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。</li> </ul>
	エ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理リハビリテーション事業を実施します。</li> <li>・音楽療法を実施します。</li> </ul>
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導を実施します。</li> <li>・発達相談を実施します。</li> <li>・早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。</li> <li>・グループ活動を支援します。</li> <li>・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。</li> <li>・<u>地域定着支援の利用を促進します。</u></li> </ul> <p>◎保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</p> <p style="background-color: #90EE90; display: inline-block; padding: 2px;">新規</p>
	イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。</li> <li>・基幹相談支援センターで福祉サービス事業者及び市民を対象に精神障がいのある人の地域移行に関する研修会を開催します。</li> <li>・<u>医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。</u></li> </ul>
	ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。</li> </ul>
③ 難病施策の推進	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報及びホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> </ul>
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報及びホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>・保健所との連携を強化します。</li> </ul>

## 4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、現在の障がいのある子どもの主な日中の居場所は「特別支援学校（小・中・高等部）」の割合が2割を超え最も高く、次いで「小・中学校の特別支援学級」が約2割となっています。通所・通園・通学している子どもが困っていることとしては「特にない」、「その他」を除くと、「先生の理解が足りない」、「授業や活動についていけない」がいずれも1割を超えています。

また、障がいのある子どもの支援について充実させてほしいことは、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」が約5割、「進学相談・進路指導」が約4割となっています。障がいのある子どもにとって教育環境が適していない可能性があり、障がいの特性に応じた支援が必要となっています。一方、手帳を所持していない子どもでは「保護者が気軽に相談できる機会」を求める割合が約5割と高くなっており、相談できる場所についての情報提供が必要とされています。

障がいのある子どもが地域の学校で教育を受けるには、教員はもちろん、児童、生徒の障がいに対する理解が必要です。アンケート調査の結果では、障がいの理解に求められる取り組みについて、障がいのない人では「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」が約8割と最も高く、幼少期から障がいについて、教育や交流を通じて学ぶ機会を提供することが必要とされています。

文化芸術活動・スポーツについては、アンケート調査の結果では、障がいのある人の余暇の過ごし方は「テレビを見る」が約6割と最も高くなっています。一方、今後の過ごし方の意向については、「旅行をする」、難病患者では特に「運動をする」が現状よりも高くなっています。国では、生涯にわたって障がいのある人が教育、文化、スポーツなどの様々な機会に参加できるよう、関係機関との連携や体制整備を進めることとしています。本市においても、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加を支援していくことが求められています。

### 基本的方向

障がいのある子どもが個々の特性にあった教育を障がいのない子どもとともに受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。また、教職員の障がいに対する知識を深めることや、障がいの有無に関わらず一緒に教育を受けられる機会を設けることで、教育現場における障がいについての理解促進を図ります。

障がいのある人の生きがいのある暮らしや余暇活動の支援として、スポーツ活動や文化活動等に参加できる体制づくりや機会の充実を図ります。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ① 教育環境の充実            | ② 障がい福祉教育の充実 |
| ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進 | ④ 文化芸術活動の推進  |

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	7,804 人	10,000 人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24 件	36 件

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。</li> <li>・校内研修を<b>実施</b>します。</li> </ul>
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。</li> <li>・通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。</li> </ul>
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。</li> <li>・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。</li> <li>・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。</li> </ul>
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学校への愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</u></li> </ul>
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。</li> </ul>
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。</u></li> <li>・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li> </ul>
	② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進
イ 交流学习などの推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。</li> <li>・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、<u>居住地校交流等</u>を通して行います。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 成績優秀者の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた人に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。</li> </ul>
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）での各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。</li> <li>「交流の日」事業を実施します。</li> </ul>
	ウ 利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>温水プールなどの利用料金を減免します。</li> </ul>
	エ レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる共生サロンの開催を支援します。</li> </ul>
④ 文化芸術活動の推進	ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会や展覧会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</li> </ul>
	イ 各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>手とり足とりパソコン講座を開催します。</li> <li>実践パソコン講座を開催します。</li> <li>障がいの特性に配慮した講座を開催します。</li> </ul>
	ウ 創作活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者作品展を開催します。</li> <li>障がい者週間啓発事業を実施します。</li> </ul>
	エ 図書の実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>録音図書、点字図書を作製します。</li> <li>ボランティアによる対面読書を行います。</li> <li>図書無料郵送貸出を実施します。</li> <li>音訳技術講習会を開催します。</li> <li>音訳デジタル録音技術講習会を開催します。</li> </ul> <p>◎大活字図書、DAISY 図書を日常生活用具の対象として検討します。 <span style="background-color: #c8e6c9;">新規</span></p>
	オ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>点訳奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。</li> <li>手話奉仕員養成講座を開催します。</li> </ul>

## 5 雇用・就業、経済的自立の支援

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労状況について、正社員、パート・アルバイト、自営業のいずれかで働いている人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約2割、難病患者で約5割となっています。

障がいのある人で就労していない人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人で約3割、精神障がいのある人で約5割、難病患者で約2割と、精神障がいのある人で高くなっています。働いていない理由としては、「障がいのため仕事ができる状態でない」の割合が約5割と高くなっていますが、一方で「仕事が見つからない」人もいるため、対策を講じる必要があります。今後働きたいと思う人は、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約6割と高く、また、全体的に3年前よりも就労意欲が高くなっています。

また、就労や就労定着に向けた具体的な支援としては、「障がい（病状）に応じて短時間の就労などができること」が身体障がいのある人で約3割、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約4割と高く、「職場の人たちが障がい（病状）のことを理解すること」が知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約3割とそれぞれ高くなっており、柔軟な働き方や、障がいや病状への理解が求められています。

仕事への不安については「特にない」を除くと、知的障がいのある人では、「いつ職場をやめさせられるか不安である」が約4割、精神障がいのある人、難病患者、身体障がいのある人では、「収入・手当が少ない」がそれぞれ5割、約3割、約2割と最も高くなっており、不安を解消する取り組みが求められています。本市では、障がい者就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが、認知度は知的障がいのある人で約4割、その他の障がいのある人では6割以上の人が「知らない、聞いたことがない」となっています。存在や機能を周知し、活用を促進していく必要があります。

知的障がいのある人では、訓練施設、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護や地域活動支援センター等の福祉的就労をしている人も約4割と他の障がいのある人と比べて高くなっています。障がいのある人が、その特性に応じて多様な福祉的就労の場を選択できることが求められています。

### 基本的方向

障がいのある人が障がいの特性や意向にあわせて就労が可能となるよう、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。また、多様な雇用の場が確保できるよう、民間企業への働きかけや福祉的就労の場の拡充等を進めます。

① 障がい者雇用の促進

② 福祉的就労の充実

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	福祉施設※ <sup>1</sup> を退所し、一般就労した人の数（年間一般就労移行者数）	36 人	54 人
2	就労移行支援事業の利用者数	60 人	85 人
3	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	20%	50%
4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	2,764 千円	5,000 千円
5	就労継続支援（B 型）の平均月額工賃	13,562 円	20,000 円
6	就労定着支援※ <sup>2</sup> による支援開始から 1 年後の職場定着率	—	80%

※1：福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

※2：就労定着支援とは、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスをいいます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>障がいのある人を市役所の正規職員や臨時職員として採用します。</li> <li>一般企業の受け皿拡大や充実を図ります。</li> <li>地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。</li> </ul>
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会が作成した「はたらくためのガイドブック」を周知します。</li> <li>ハローワークとの連携を強化します。</li> <li>ジョブコーチの活用を促進します。</li> <li>障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。</li> </ul>
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。</li> <li>調達実績をホームページで公表します。</li> </ul>
② 福祉的就労の充実	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> </ul>
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>元気ショップを実施します。</li> </ul>
	ウ 工賃の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所への実地指導を行います。</li> <li>就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。</li> <li>元気ショップを実施します。</li> </ul>

## 6 生活環境

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、今後、特に充実すべきだと考える障がいのある人の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が約3割となっており、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています。

障がいのある人の住まいについて、今後の暮らしの希望ではいずれも「自宅」が約5割から約9割と最も高く、知的障がいのある人では「グループホーム」も約2割と他の障がいのある人と比べて高くなっています。障がいのある人が地域で暮らし続けられるよう、住環境の整備に対する支援が求められています。

### 基本的方向

障がいのある人が安心して生活を実現できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人やその家族の意向を考慮し、地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備します。

① 福祉のまちづくりの推進

② 住環境の整備

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	58.2%	65%

※市営住宅総合再生計画で、平成 37 年度の目標値を 75%と定めています。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん歩行エリアを整備します。</li> <li>・バリアフリー新法重点整備地区を整備します。</li> <li>・公園を障がいのある人に配慮して整備します。</li> </ul>
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。</li> <li>・市役所庁舎を障がいのある人に配慮して整備します。</li> </ul>
	ウ 「かすがいシティバス」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者・付添人の運賃を減免します。</li> </ul>
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。</li> </ul>
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。</li> </ul>
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。</li> </ul>
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> </ul>

# 7 情報アクセシビリティ

## 現状と課題

アンケート調査の結果では、福祉などの情報を得る方法は、「市の広報」の割合が約4割と高く、「新聞・雑誌・一般図書」も約2割となっています。また、知的障がいのある人では「施設や事業所」も約4割と高くなっています。家族へのアンケート調査の結果では、障がい福祉サービスの利用方法やサービスの内容について「知らない」と「あまり知らない」の合計が約5割となっています。障がい福祉制度は複雑であり障がいのある人本人や家族にとって非常に分かりにくくなっているため、理解しやすいかたちでの情報提供が必要です。

障がいのある人の意思疎通については、本市では手話通訳者や要約筆記者の派遣、ボランティアの育成等を行っています。今後も障がいのある人が円滑に意思疎通できるよう、人材の育成・確保をしていくことが求められています。

## 基本的方向

障がいの特性に合った情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、ボランティア等の人材育成を図ります。

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	手話通訳者の派遣件数	412 件	500 件

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の充実	ア 制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。</li> </ul>
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。</li> <li>・声の広報かすがいを作成します。</li> <li>・声のかすがい市議会だよりを作成します。</li> <li>・音声コードの活用を促進します。</li> </ul>
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体から意見を聴取します。</li> </ul>
② 意思疎通支援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所に手話通訳者を設置します。</li> <li>・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</li> </ul>
	イ 各種ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点訳奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。</li> <li>・手話奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。</li> </ul>

## 8 防災・防犯

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、災害時にひとりで避難できるかについて、知的障がいのある人で「ひとりでは避難できないと思う」の割合が約6割と高くなっています。一方で、災害時要援護者避難支援制度について、知っている人は1割前後と低くなっていますので、制度の必要性を周知することが求められています。

災害などの緊急事態に困ることについて、知的障がいのある人、障がいのある子どもで「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」がいずれも約7割と高く、身体障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者で「一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」がいずれも3割を超えており、障がいの特性に応じた配慮や備えが必要となります。

障がいのない人へのアンケート調査の結果では、災害時に障がいのある人の支援ができるかについて約5割の人が「できる」と回答しています。また、災害に備え地域で取り組むべきこととして、「近所での日頃からの協力体制づくり」が約4割と最も高く、支えあいの必要性を感じている人が多くなっています。今後、地域の住民が主体となった支え合いを進めていくことも大切です。

近年では、障がいのある人をねらった悪徳商法などの増加が見受けられます。障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、施設や地域での防犯体制の強化や、地域での障がいに対する理解促進、見守りの充実が求められています。

### 基本的方向

障がいのある人が安心、安全に生活ができるよう、防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を充実します。

また、障がいのある人をねらった犯罪を防止できるよう、警察等と連携した注意喚起や、地域や関係機関等との日頃からの関係性づくりを進め、防犯体制を強化します。

- ① 防火・防災対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ② 防犯対策の充実

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	災害時要援護者避難支援制度を知っている人の割合	10.7%	50%
2	災害時要援護者名簿に登録したい人の割合	26.7%	40%
3	災害時要援護者名簿の登録者数	973 人	1,500 人

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心情報ネットワークを活用します。</li> <li>保護者向け緊急メール配信サービスを活用して周知します。</li> </ul>
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布し活用を促します。</li> </ul>
	ウ 災害時要援護者避難支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体研修会等の場を活用して周知します。</li> </ul>
	エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模福祉施設での消防訓練を実施します。</li> <li>小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。</li> </ul>
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練を実施します。</li> <li>防災講話を開催します。</li> <li>地域における市民防災マニュアル作成の手引きを配布します。</li> <li>地域の防災訓練への参加を促進します。</li> </ul>
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープを設置します。</li> <li>災害用簡易組立トイレ（オストメイト対応）を設置します。</li> <li>災害用簡易組立トイレ（車イス対応）を設置します。</li> <li>◎<u>防災倉庫への聴覚障がい者支援セットの設置を検討します。</u> <span style="background-color: #90EE90;">新規</span></li> </ul>
	キ 要配慮者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所について周知します。</li> </ul>
	ク 防災会議への委員の登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災会議に福祉分野から委員を登用します。</li> </ul>
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯講話を開催します。</li> <li>消費生活相談を実施します。</li> </ul>
③ 見守り活動の充実	ア 見守り活動の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域見守り連絡会議を開催します。</li> <li>地域見守り活動に関する協定を水道、ガス、郵便局、銀行、新聞店などの民間事業所等と締結します。</li> </ul>

## 9 差別の解消及び権利擁護の推進

### 現状と課題

平成 28 年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人に対する差別のない社会が求められています。一方、平成 28 年 7 月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設で発生した殺傷事件は、障がいのある人や関係者だけでなく、日頃障がいのある人と関わる機会が少ない人にも大きな衝撃を与えました。

アンケート調査の結果では、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをした経験については、「よくある」と「ときどきある」の合計の割合が知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約 4 割、障がいのある子どもで約 5 割と、多くの人にみられます。また、障がいのない人でも、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて「あると思う」と「少しはあると思う」の合計が 9 割を超えています。そのため、見た目に分かりにくい障がい等、多様な障がいについて今後一層理解を促進することが求められています。

障がいのある人の権利擁護や虐待防止について、平成 24 年に施行した障害者虐待防止法を「知らない、聞いたことがない」が約 5 割となっており、3 年前とほとんど変わっていません。また、障がいのない人で障害者虐待防止法の通報義務を知っている人についても約 2 割にとどまっているため、同じく認知度が低い成年後見制度や日常生活自立支援事業と合わせ、より周知・啓発することが求められています。

### 基本的方向

障がいのある人への差別・偏見がなくなり、障がいのある人が地域で暮らすことができるよう、教育や交流を通じて障がいに対する市民の正しい知識の普及や定着を図ります。

また、権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

② 権利擁護の推進

③ 障がい福祉教育の充実

④ 地域福祉の推進 **新規**

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	94.8%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	10.3%	30%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	6.3%	30%
4	成年後見制度を知っている人の割合	29.2%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	12.1%	40%

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシにより周知します。</li> <li>・講演会を開催します。</li> <li>・障がい者週間や市のイベント等で周知します。</li> </ul>
② 権利擁護の推進 重点	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止センターを周知します。</li> <li>・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催します。</li> <li>・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。</li> <li>・啓発チラシにより周知します。</li> <li>・講演会を開催します。</li> <li>・障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。</li> <li>・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。</li> </ul>
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成研修を開催します。</li> <li>・成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。</li> </ul>
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
③ 障がい福祉教育の充実 <div style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">重点</div>	ア 障がい福祉教育の推進  イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。</li> <li>• 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>• けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。</li> <li>• 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、<u>居住地校交流</u>等を通して行います。</li> </ul>
④ 地域福祉の推進  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">新規</div> <div style="background-color: #ffcdd2; padding: 2px;">重点</div> </div>	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者作品展を開催します。</li> <li>• 障がい者週間啓発事業を実施します。</li> <li>◎保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</li> </ul> <div style="text-align: center; background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">新規</div>

# 10 行政サービス等における配慮

## 現状と課題

平成 28 年に施行した障害者差別解消法により、行政機関においては「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務づけられました。本市では、職員対応要領を策定し、障がいのある人への適切な対応に努めています。

選挙における投票等、障がいのある人が自らの権利を円滑に行使できるよう、職員一人ひとりの対応や環境整備、行政サービスの分かりやすい案内など、多様な場面での合理的配慮が求められています。職員は、障がいに対する知識を習得するだけでなく、交流等を通じて配慮のある接し方等も身につける必要があります。

## 基本的方向

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において職員対応要領を踏まえた対応を行います。そのために、障がいに対する理解を促す研修等を実施します。

また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進      ② 選挙における配慮

## 成果目標

	項目	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修※を受講した職員の割合	6.5%	20%

※障がいの理解に関する研修は、平成 27 年度以降の新規採用職員研修を対象とします。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。</li> </ul>
	イ 窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者を設置します。</li> </ul>
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政情報サービス（ホームページなど）を行います。</li> <li>声の広報かすがいを作成します。</li> <li>声のかすがい市議会だよりを作成します。</li> <li>音声コードの活用を促進します。</li> </ul>
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープを設置します。</li> <li>点字器を設置します。</li> <li>代理投票の適切な実施等に取り組みます。</li> </ul>
	イ 不在者投票の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。</li> <li>郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。</li> </ul>



## 第5章

# 計画の推進



# 1 庁内関係機関の連携

---

---

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置づけられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

## 2 関係機関の連携

---

---

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

## 3 広報・啓発活動の推進

---

---

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、情報提供やコーディネートなどを通じその活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

## 4 計画の進行管理

この計画は「PDCA サイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、障がい者施策推進協議会を定期的を開催することで、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

図 「PDCAサイクル」のイメージ

